

香川県農業・農村基本計画

骨子案

令和3年 月
香川県

目 次

序章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格と役割	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第1章 本県農業・農村の現状	2
1 担 手	
2 生 産	
3 生産基盤	
4 農 村	
5 農政へのニーズ	
第2章 本県農業・農村を取り巻く環境の変化	14
1 人口減少・少子高齢社会の到来	
2 グローバル化の進展	
3 田園回帰志向の高まり	
4 ウィズコロナ時代への対応	
5 SDGsの実現に向けて	
6 農業の未来を変える技術革新	
7 リスクへの備え	
第3章 農政の基本方向	16
1 基本目標	
2 基本方針	
3 施策展開	
4 SDGsとの関係	
第4章 施策の展開方向	22
参 考 施策体系	31

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 28 年に「香川県農業・農村基本計画」を策定し、「農業の持続的な発展と笑顔で暮らせる農村の実現」を基本目標として、農業所得の向上や農村と集落の再生・活性化等に取り組んできました。

その結果、次世代を担う新規就農者の一定数の確保や認定農業者の増加に結びつくとともに、担い手の法人化や規模拡大も着実に進展しています。また、ブランド農産物の生産も拡大傾向にあるなど、その成果が少しずつ出てきているところです。

令和 2 年度に「香川県農業・農村基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組みの方向性を引き継ぎながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化や県民意識・ニーズ、有識者、県議会をはじめとする県民の意見等を踏まえ、令和 3 年度からの本県農業・農村の目指す姿と施策の方向性を示した計画を策定します。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県農政の基本指針として、県の次期総合計画等との整合性を図りつつ、本県農業・農村の目指す将来像や基本的方向、施策の展開方向を明らかにしたものであり、次のような役割を持ちます。

- (1) 農政に関する全ての分野を対象として、重点的に取り組む施策を明らかにしたものです。
- (2) 農業者に対しては、県の基本的方向を明らかにすることにより、農政に対する理解と主体的かつ積極的な取組みを促進するものです。
- (3) 県民に対しては、農業・農村の役割や食の重要性についての理解を深め、本県農政に対する理解と協力を期待するものです。
- (4) 国との適切な役割分担のもと、本県の実情に即した振興方向と目標を明らかにすることにより、その実現に向けた施策を総合的かつ効率的に推進するものです。
- (5) 基本目標や基本方針等について、農業者、市町、農業協同組合などの関係団体・機関、食品産業界、消費者などと共有し、連携・協力しながら、その実現に取り組むものです。

3 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度（目標年度）までの 5 か年計画とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県農業・農村審議会において実施します。

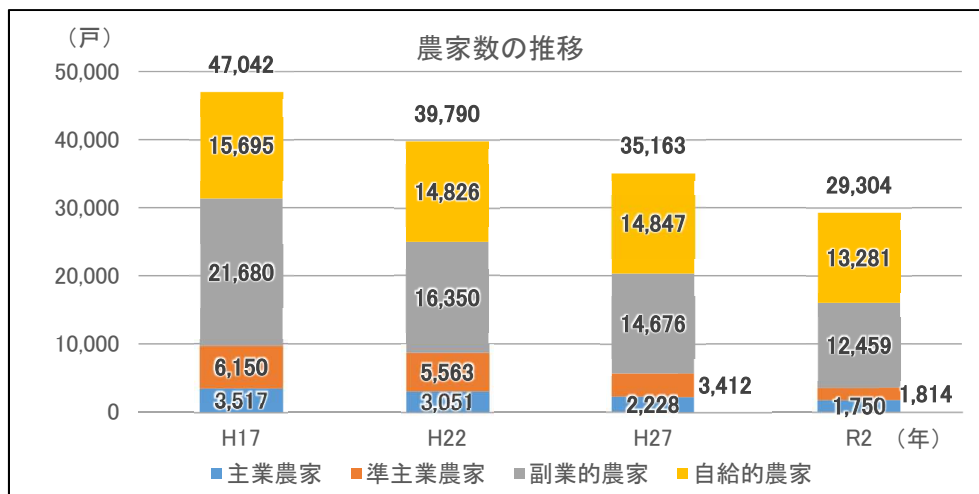
第1章 本県農業・農村の現状

1 担い手

農業者の高齢化や就業人口の減少が進んでおり、今後もその傾向が続くことが見込まれています。本県農業を将来にわたり持続させるためには、新規就農者や認定農業者など農業生産の中核となる人材をさらに確保し、時代の変化に柔軟に対応する多様な担い手を育成する必要があります。

(1) 農家数

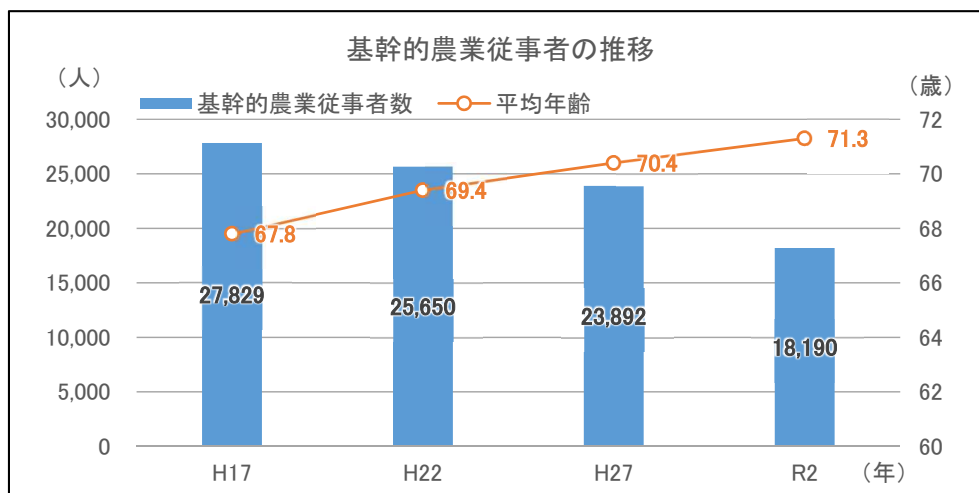
令和2年の総農家数は29,304戸であり、平成22年からの10年間で10,486戸減少（26%減）しています。



資料: 農林水産省「農林業センサス」

(2) 基幹的農業従事者

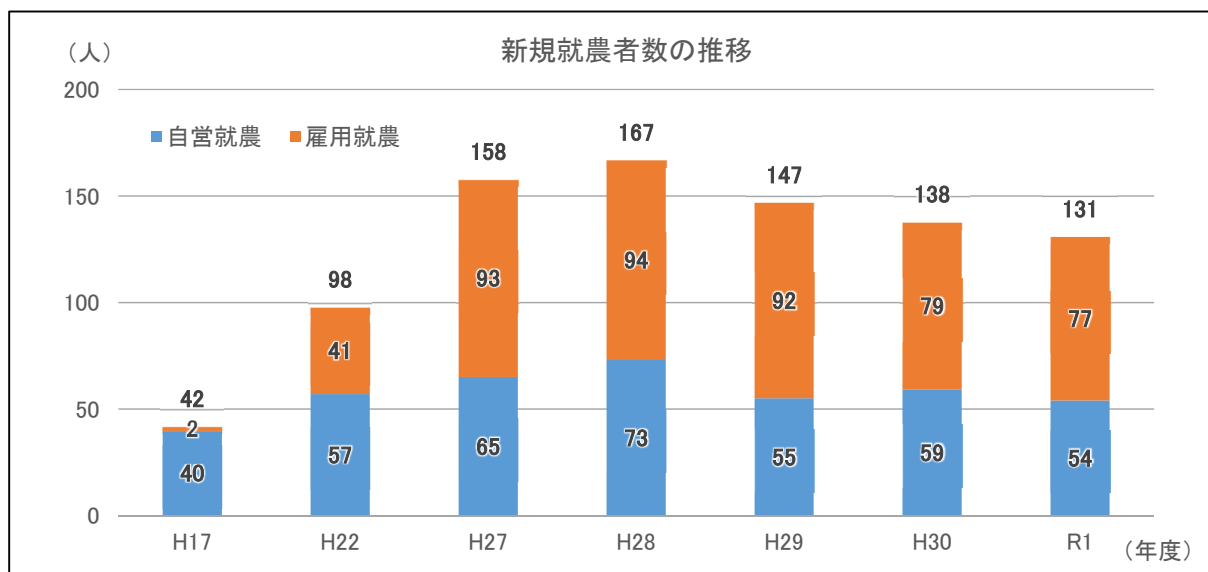
基幹的農業従事者数は平成22年からの10年間で7,460人減少（29%減）しており、平均年齢は71.3歳となっています。



資料: 農林水産省「農林業センサス」

(3) 新規就農者

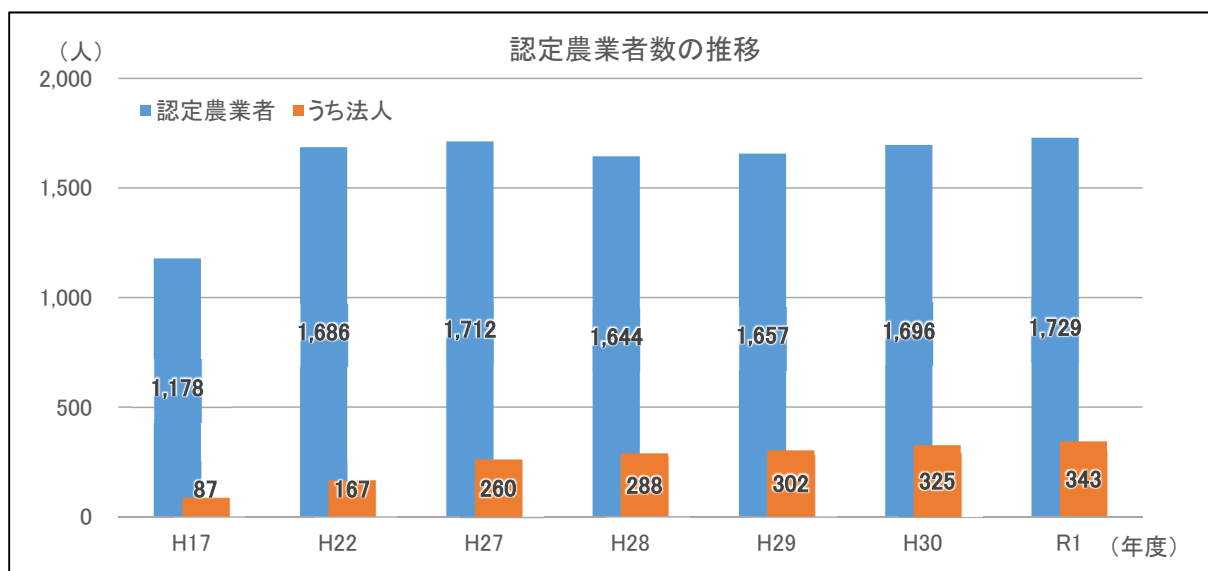
新規就農者数は、平成 28 年度から令和元年度までの平均で約 146 人となっており、10 年前となる平成 22 年度と比較すると約 1.5 倍になっています。



資料：県農業経営課

(4) 認定農業者

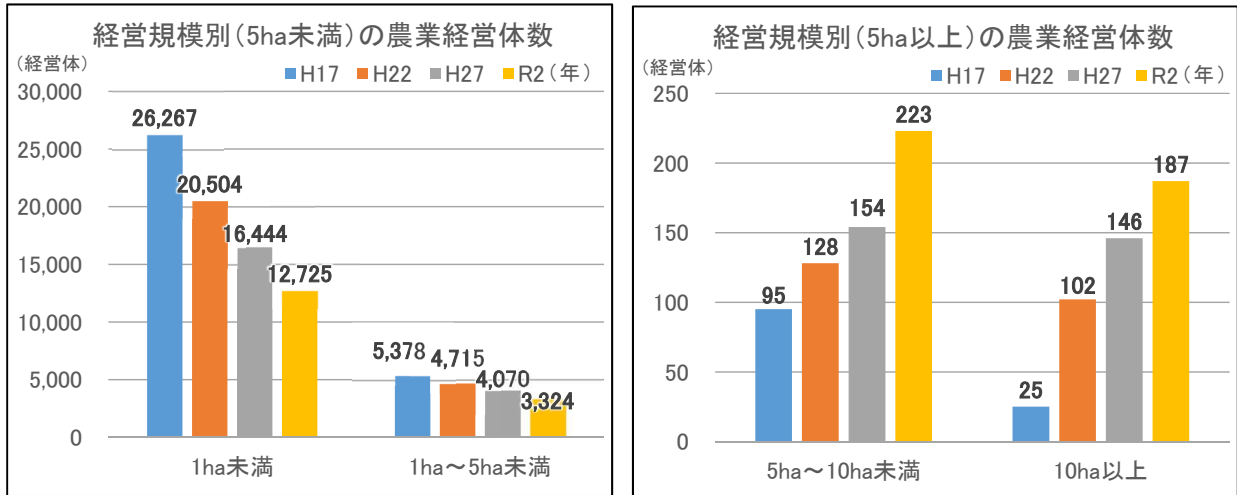
認定農業者数は、近年 1,700 人前後で推移しており、法人である認定農業者は増加傾向にあります。



資料：県農業経営課

(5) 経営規模別農業経営体

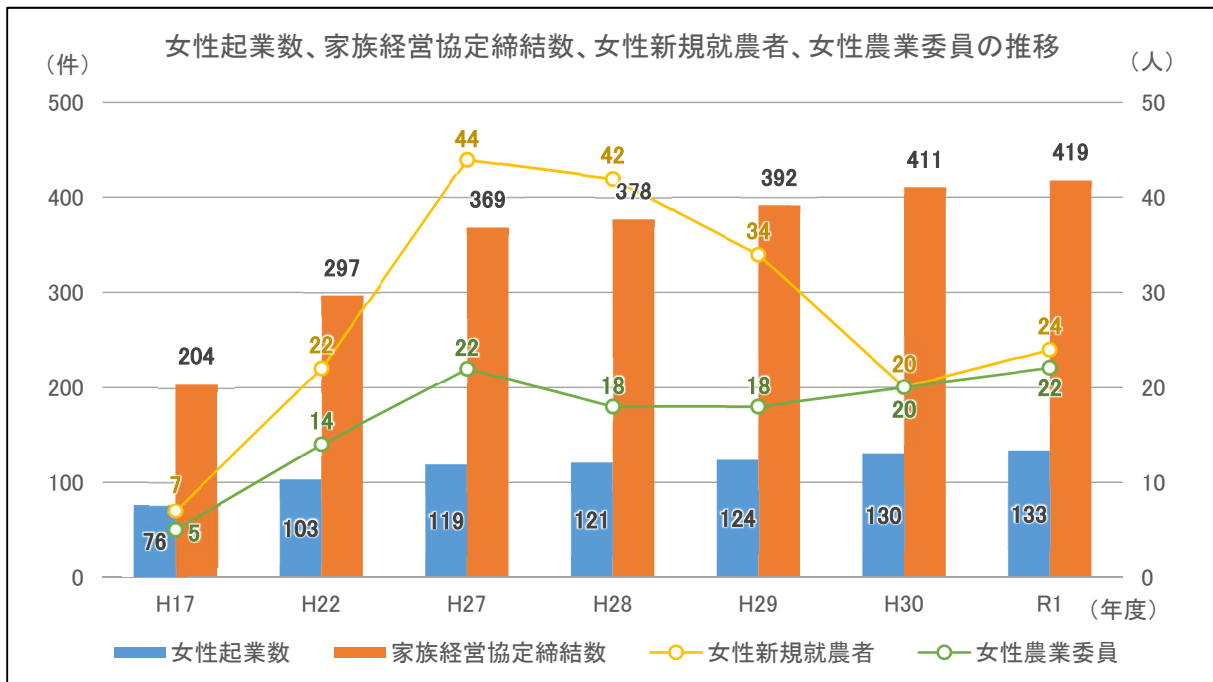
経営規模が 5ha 未満の経営体は減少していますが、経営規模が 5ha 以上の経営体は増加しており、平成 22 年からの 10 年間で 5ha～10ha 未満の農業経営体数は 95 増加（74%増）、10ha 以上の農業経営体数は 85 増加（83%増）しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

(6) 女性の活躍

女性起業数や家族経営協定数は着実に増加しています。また、女性の新規農業委員も増加傾向にありますが、新規就農者は減少傾向にあります。



資料：県農業経営課

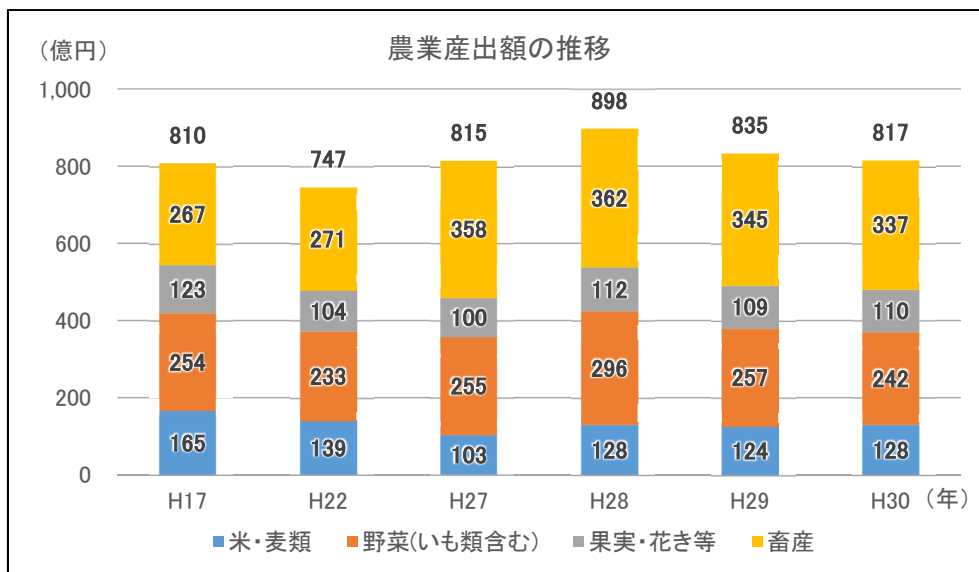
2 生 産

農業産出額は、近年 800 億円台で推移しています。

国内外の産地間競争が一層激化する中、本県農業を競争力ある産業として持続させるためには、マーケット・インの発想による消費者ニーズに即した魅力ある農産物づくりとブランド化をさらに進める必要があります。

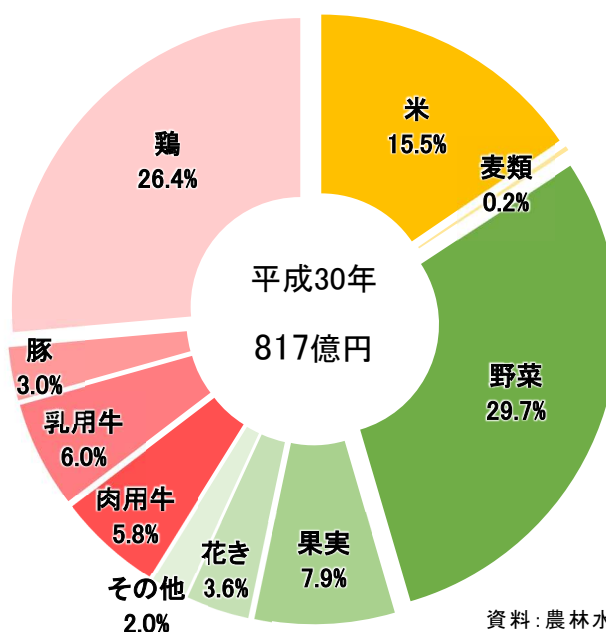
(1) 農業産出額

平成 30 年の農業産出額を部門別にみると、畜産（肉用牛、乳用牛、豚、鶏）が約 40%、野菜が約 30%を占めています。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

農業産出額の割合（平成30年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(2) 部門別産出額の推移

平成22年と平成30年を比較すると、70億円の増加(9%増)となっており、中でも、肉用牛が18億円の増加(62%増)、果実が14億円の増加(28%増)となるなど、ブランド化が進んでいる品目が伸びています。

部門別農業産出額

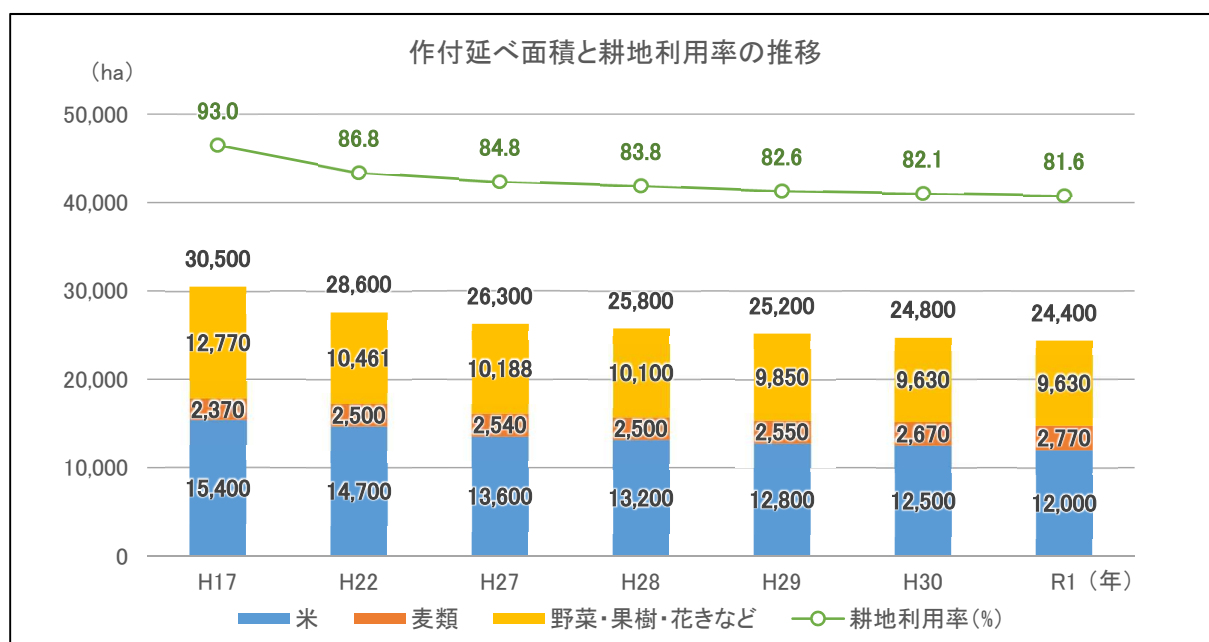
(単位：億円)

	農業産出額	耕種							畜産					加工農産物	
		米	麦類	野菜	果実	花き	その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他			
17年	810	544	157	8	254	53	45	25	267	33	41	21	171	0	—
22年	747	476	135	4	233	50	36	18	271	29	38	25	178	0	0
24年	804	534	170	2	261	54	32	15	269	37	39	22	172	0	0
25年	760	476	133	3	237	58	30	16	284	38	39	22	185	0	0
26年	758	444	96	2	244	57	29	16	314	44	41	23	206	0	0
27年	815	458	101	2	255	55	30	15	358	57	45	21	235	1	0
28年	898	536	127	1	287	66	30	25	362	59	51	21	230	1	0
29年	835	490	122	2	257	62	29	18	345	53	49	22	221	1	0
30年	817	480	126	2	242	64	29	16	337	47	49	24	215	1	—
全国	91,283	58,079	17,513	414	25,188	8,406	3,327	3,231	32,589	7,416	9,339	6,104	8,999	731	615
四国	4,200	3,271	546	×	1,649	801	166	×	927	159	159	174	428	7	2

- (注) 1. 端数処理の関係で、各年の内訳を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。 資料：農林水産省「生産農業所得統計」
 2. 野菜にはいも類を含んでいる。
 3. 秘匿県が含まれるため、数値が公表されていない場合は「×」とした。
 4. 平成19年から、推計の単位が市町村から都道府県に変更となった。(市町間取引等は計上されていない)
 5. 平成19年度から、品目横断的経営安定対策(現・経営所得安定対策)による麦への交付金は、産出額に含まれていない。

(3) 作付延べ面積と耕地利用率

作付延べ面積は減少傾向にあり、令和元年は24,400haとなっています。耕地利用率は、近年80%台前半で推移しています。



資料：農林水産省「面積調査」

3 生産基盤

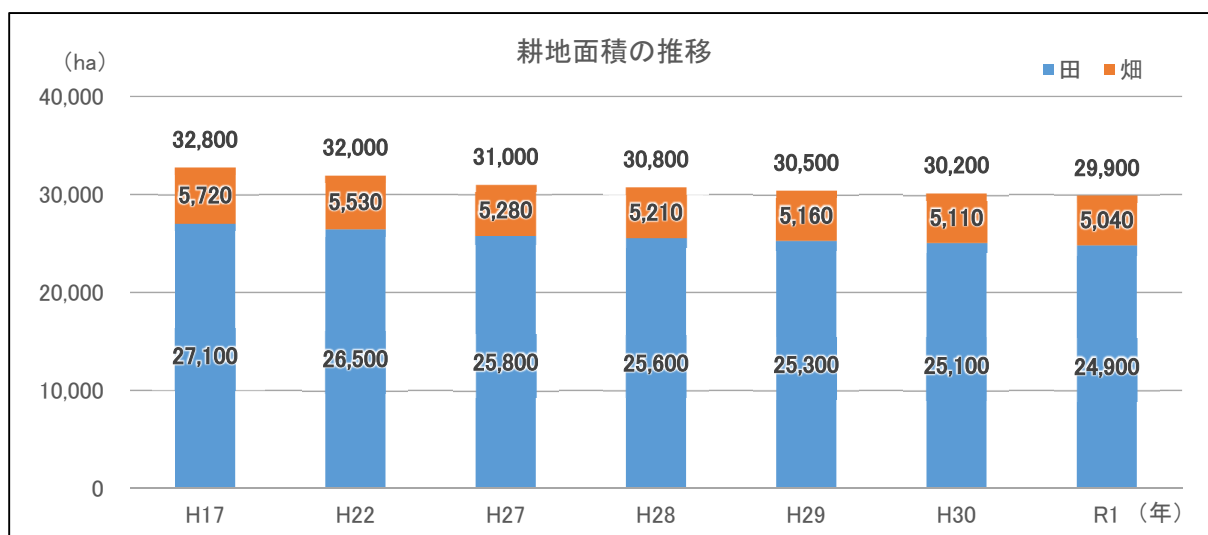
担い手ニーズに即したほ場整備を推進する必要があり、担い手への農地集積についても、さらに加速化する必要があります。

また、中核となる担い手だけで全ての農地及び水利施設等の利活用や維持・管理を行うことは困難であると考えられることから、地域で農地や生産基盤を支える体制を整備する必要があります。

さらには、ため池の総合的な防災・減災対策を積極的かつ計画的に推進することが求められています。

(1) 耕地面積

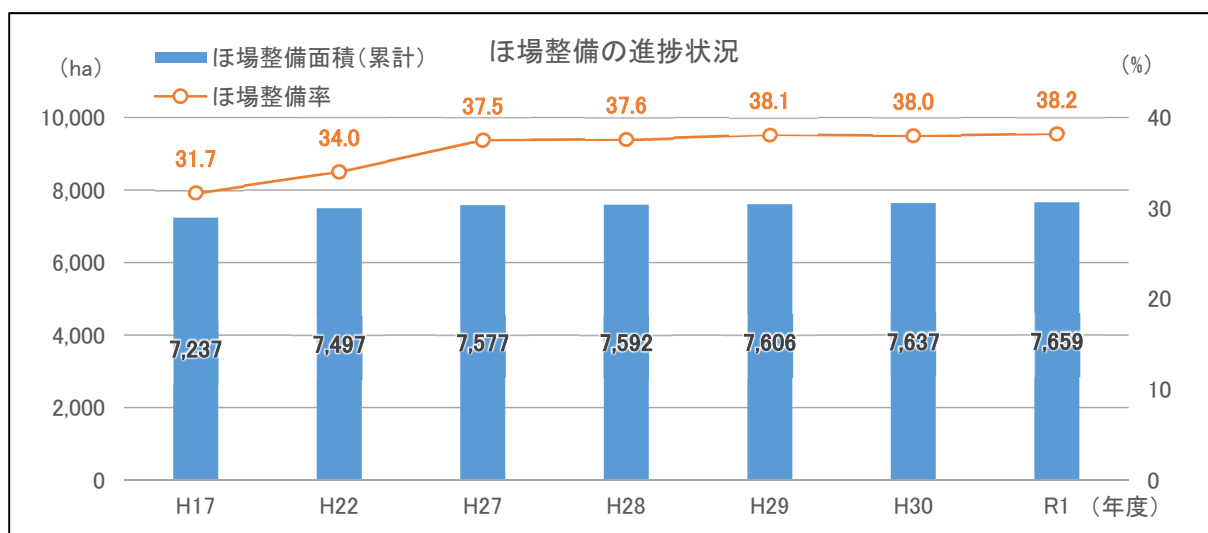
耕地面積は道路などの非農業的土地需要から、毎年減少傾向にあります。令和元年は、前年より300ha減少し29,900haとなっています。



資料：農林水産省「面積調査」

(2) ほ場整備

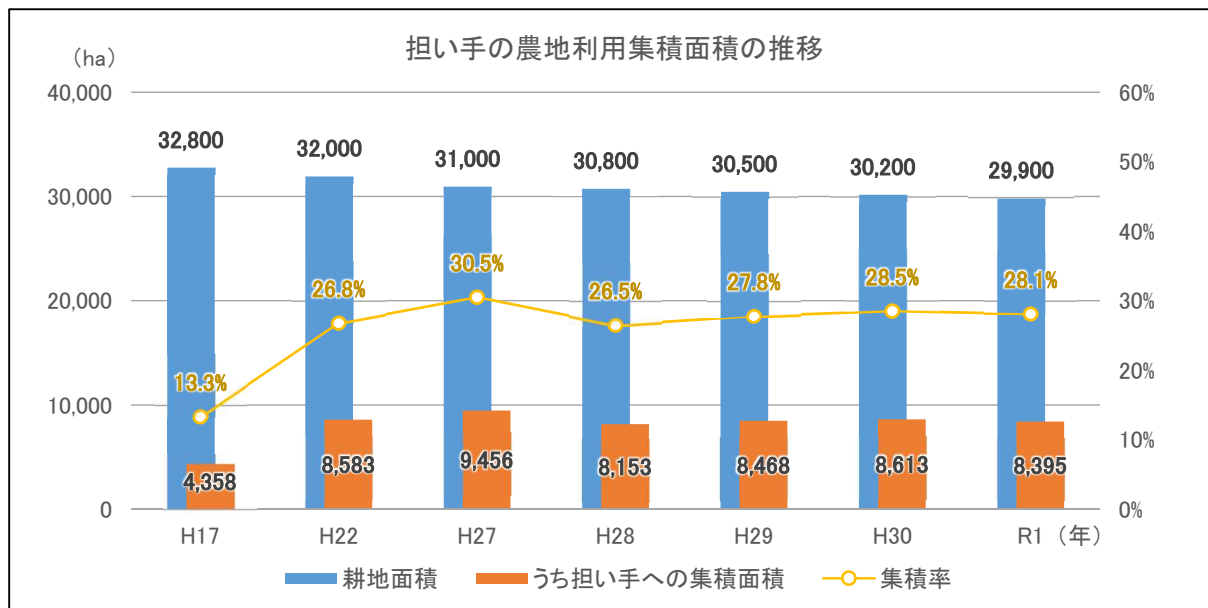
令和元年度末のほ場整備率は38.2%となっています。



資料：県農村整備課

(3) 農地の集積

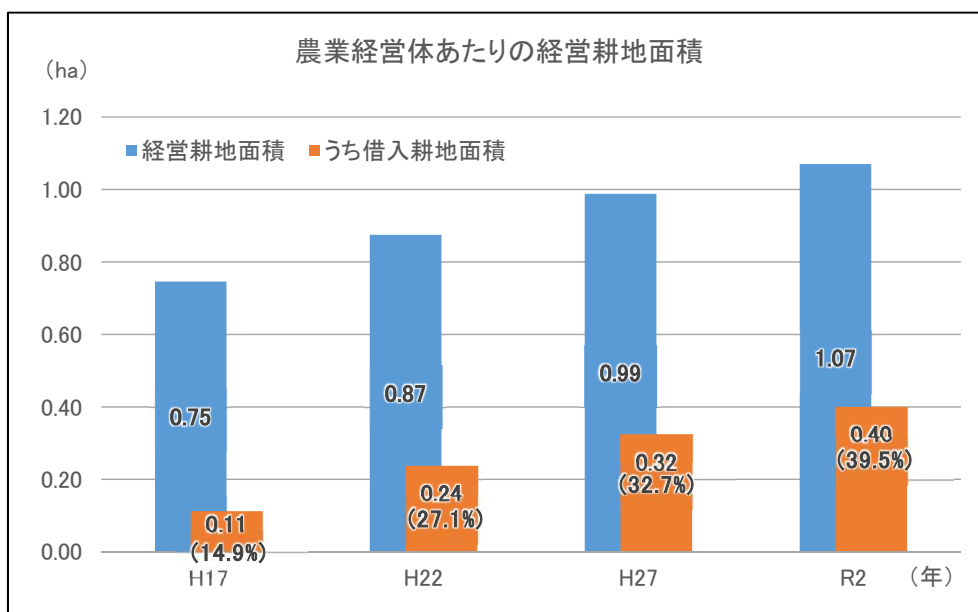
担い手への農地集積面積は、近年 30%前後で推移しています。



資料：県農業経営課

(4) 農業経営体あたりの経営耕地面積

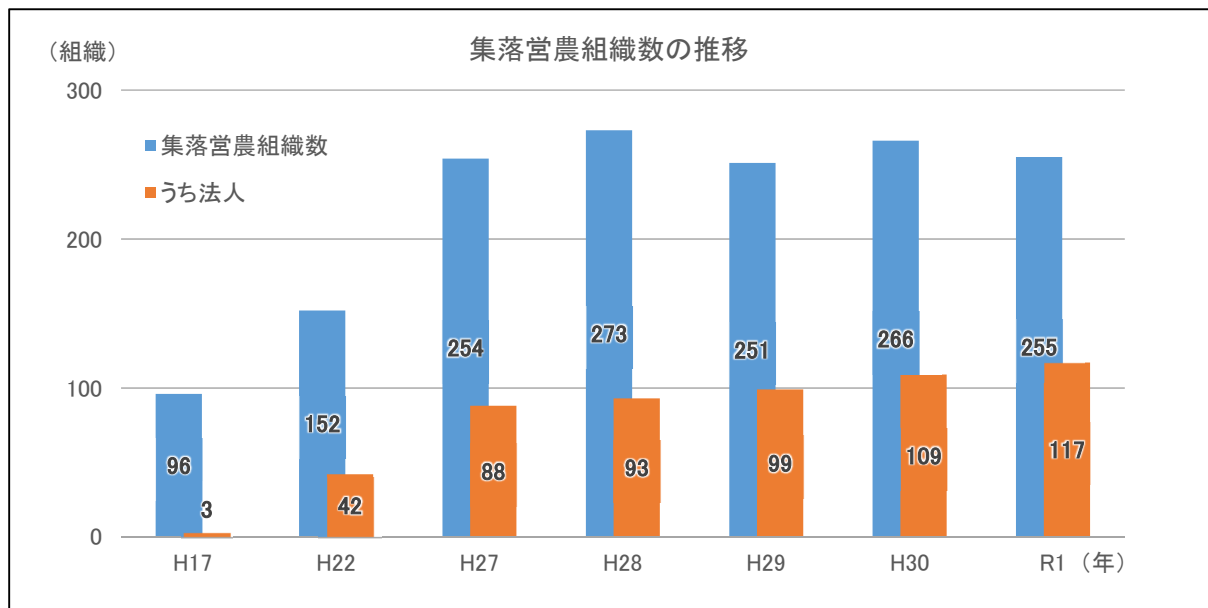
1 経営体あたりの経営耕地面積は 1.07ha で、10 年前に比べて約 23%増加しました。また、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は 39.5%となっています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

(5) 集落営農組織

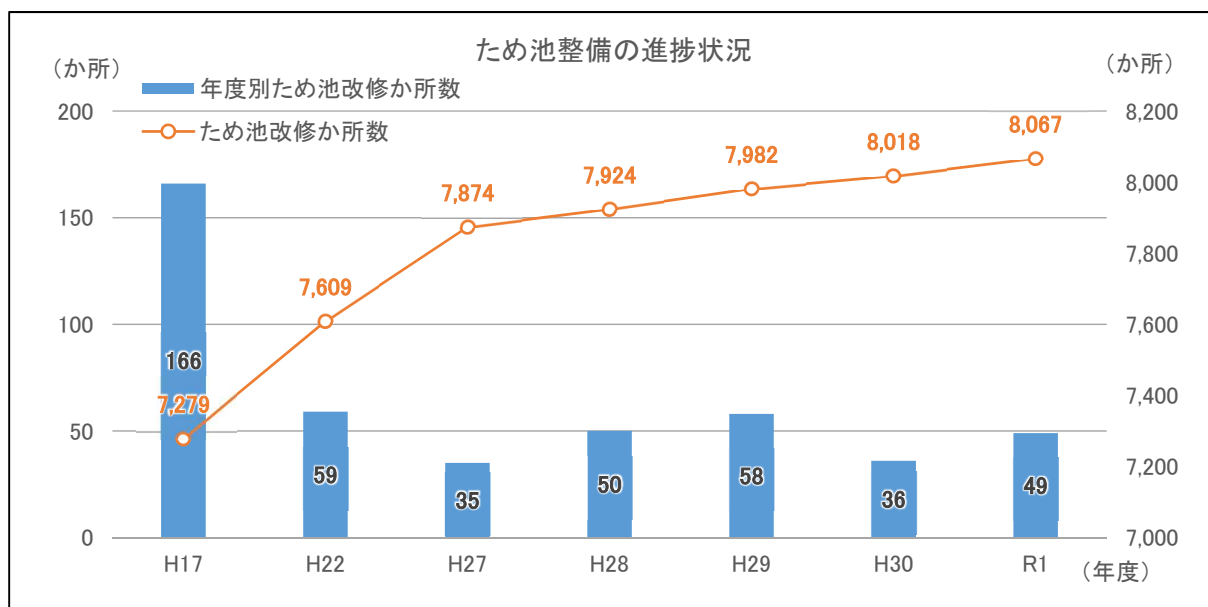
集落営農組織数は、近年 260 前後で推移しています。法人数は年々増加しています。



資料：県農業経営課

(6) ため池の整備

保全や整備の必要性が高いため池については、地域の実情に即し、計画的に整備を進め、令和元年度末までに 8,067 か所（うち全面改修 3,525 か所）の整備を完了しています。



※平成 16 年豪雨災害の復旧が進捗し、平成 17 年度の改修か所数が大きくなっている。

資料：県土地改良課

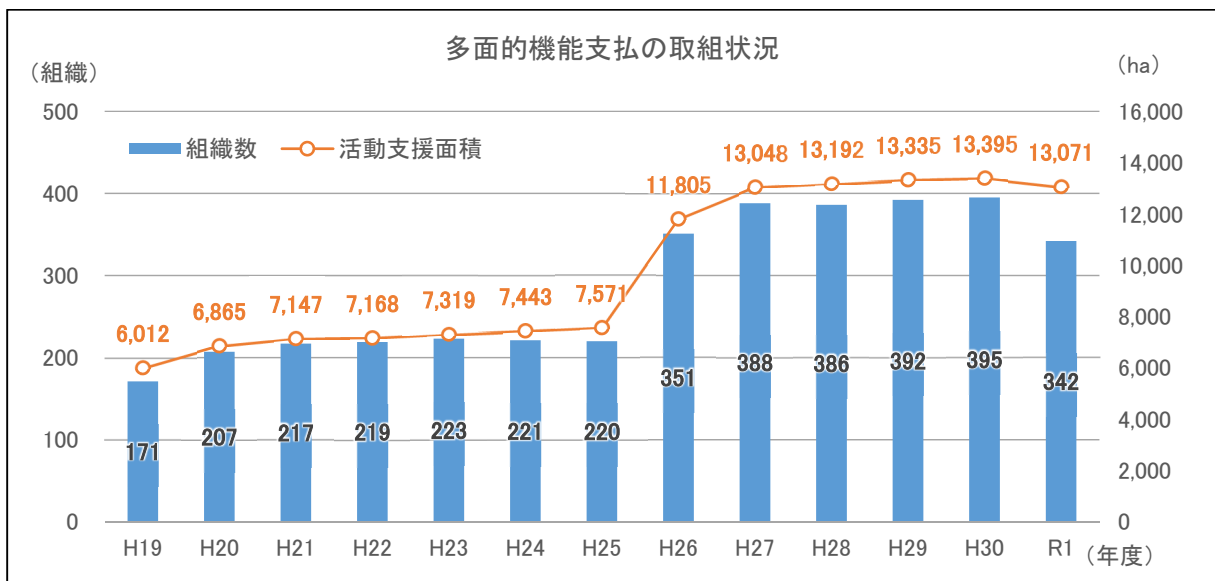
4 農 村

農村は、農業の営みを通じて、洪水の防止や水源のかん養、美しい自然環境などの多面的機能を発揮してきましたが、過疎化や高齢化の進行により、相互扶助などの集落機能が低下し、多面的機能の維持が困難となってきています。

このため、農業者と地域住民などの協働活動を通じて、多面的機能の維持・発揮や集落機能の維持、地域コミュニティの強化を図るとともに、これらの活動組織を担う地域リーダーを育成する必要があります。

(1) 多面的機能支払制度

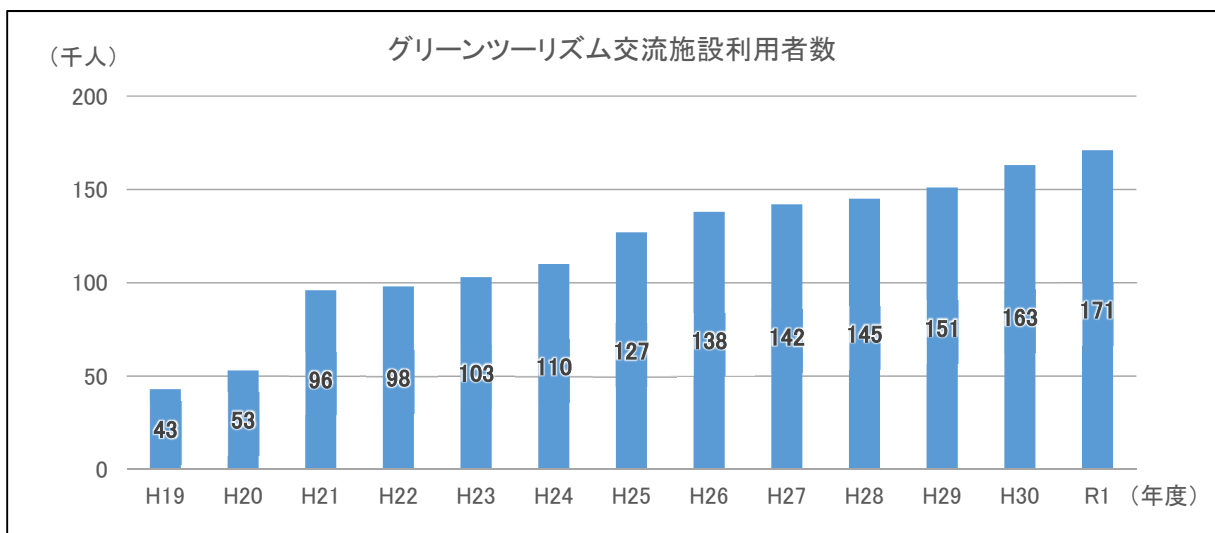
平成 26 年度の日本型直接支払制度の創設を契機に、多面的機能支払制度への取り組みは大幅に増加しました。近年は約 13,000ha の農用地面積で取り組まれています。



資料: 県農村整備課

(2) グリーンツーリズム

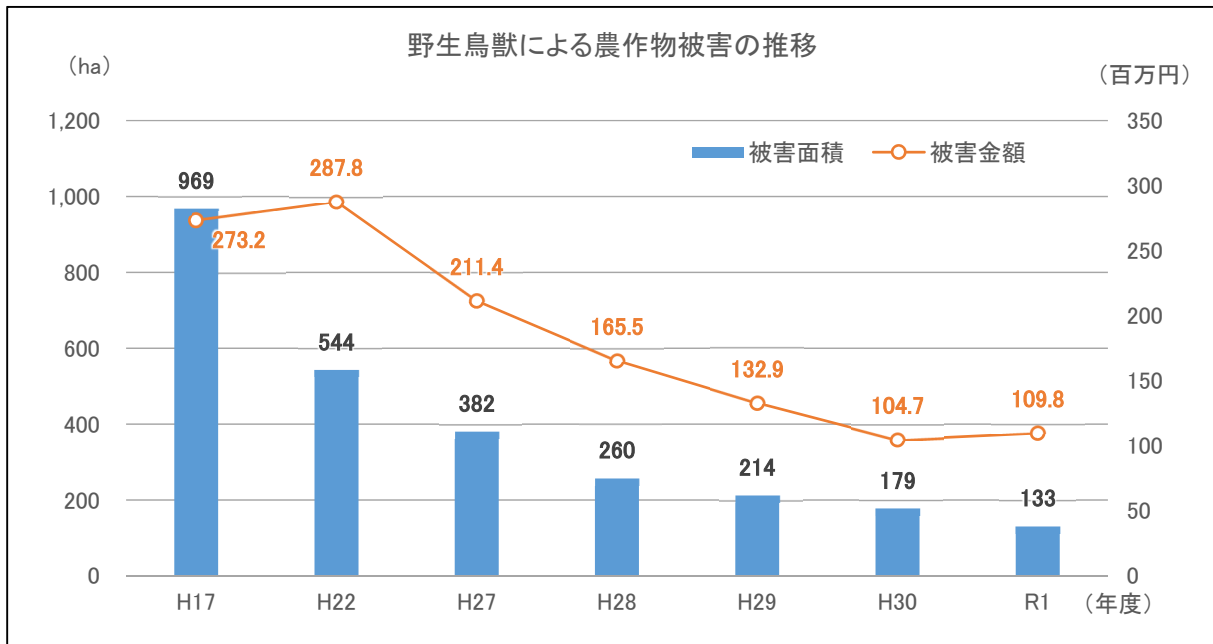
観光農園や農林漁業体験施設等の利用者数は年々増加しており、令和元年度のグリーンツーリズム交流施設の利用者数は初めて 17 万人を超えました。



資料: 県農村整備課

(3) 鳥獣による農作物被害

野生鳥獣による農作物被害面積は着実に減少しており、令和元年度には被害面積 133ha、被害金額 109.8 百万円となっています。



資料：県農業経営課

5 農政へのニーズ

県民意識調査等によると、「農林水産業の振興」や「農山漁村の活性化」を必要と考える県民が3割以上を占めます。「身近な自然の保全」を求める声が7割にのぼる反面、「イノシシなど野生鳥獣の適切な管理」も同程度求められており、鳥獣被害防止対策に依然として高いニーズが示されています。

将来に向けて必要性を感じている施策として、災害への備えが整った「防災・減災社会の構築」を求める声が多い一方、現在行っている「移住・定住の促進」施策に対する満足度が低い状況です。

Q. 足腰の強い地域経済を確立し、活力ある香川をつくるために必要なこと

1 若者に魅力のある働く場の創出	63.4%
2 成長産業の育成や県内中小企業の基盤の強化など戦略的な産業振興	44.6%
3 女性や高齢者等の就労支援や働き方改革の推進など雇用対策の充実	32.4%
4 担い手の確保や魅力ある農水産物の生産・販売など農林水産業の振興	30.9%
5 高松空港の機能強化や交通ネットワークの充実など四国における拠点性の確立	22.2%

Q. 郷土に誇りと愛着を持ち、子どもたちの夢と笑顔を大切に未来を育てるために必要なこと

1 豊かな人間性と個性を伸ばす教育の推進	61.9%
2 若者から選ばれる魅力ある大学づくりなど、若者の県内定着の促進	47.3%
3 人と自然が調和する、クリーンで快適なふる里づくり	40.4%
4 豊かな地域資源を活かした農山漁村の活性化	33.4%
5 女性が働きやすい環境整備など女性の活躍の場の創出	28.2%

Q. 生物多様性の保全の取り組みについて、実施に賛成し、効果が高いと思われるもの

1 身近な自然(里地・里山・里海)の保全	69.4%
2 農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理	67.3%
3 絶滅のおそれのある野生動植物の保護	46.7%
4 アライグマなどの生態系や人間生活に影響を与える外来生物の防除	44.8%
5 自然観察会など生物多様性について理解を深めるための普及啓発活動	17.5%

Q. 農山漁村や離島、過疎地において地域の元気づくりを推進するうえで重要なこと

1	公共交通機関の維持・確保	46.8%
2	地域おこしを担う人材の育成	36.8%
3	自然環境や景観の保全	32.5%
4	伝統文化や地域文化を生かした地域づくり	28.8%
5	イベントの開催や情報発信	26.2%

Q. 今の生活やこれからの生活を送っていくうえで重要と考える施策【24分野の上位5分野】

1	安心できる医療・介護の充実確保	87.0%
2	防災・減災社会の構築	85.9%
3	子育て支援社会の実現	85.1%
4	安心して暮らせる水循環社会の確立	84.8%
5	安全・安心な暮らしの形成	82.6%
11	農林水産業の振興	74.8%

Q. 現状に満足している施策【24分野の下位5分野】

1	移住・定住の促進	14.0%
2	魅力ある大学づくり	16.1%
3	雇用対策の推進	17.8%
4	商工・サービス業の振興	18.3%
4	男女共同参画社会の実現	18.3%
11	農林水産業の振興	21.0%

資料：県民意識調査

第2章 本県農業・農村を取り巻く環境の変化

1 人口減少・少子高齢社会の到来

国内人口は、本格的な人口減少・少子高齢時代を迎えており、国内マーケットの縮小や労働力不足等が懸念されています。特に、農村地域では、都市地域と比較して人口減少が進行しており、今後、集落の維持が困難になるおそれがあります。

本県においても、農業者の高齢化や減少、消費者である県人口の減少により、労働力不足や生産・消費の縮小、農村地域におけるコミュニティの活力低下など、地域経済や県民生活への影響が懸念されています。

2 グローバル化の進展

T P P 1 1 や日 E U ・ E P A、日米貿易協定などの経済連携協定が相次いで発効されるなど、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展しています。中でも、農業分野では、牛肉・豚肉の畜産物などを中心に、関税引き下げによる輸入量の増加や国内価格の低下等の影響が懸念されています。

一方、地域間競争が激化する中、海外で競争力のある品目について輸出に取り組むなど、グローバル化の進展を本県農業の持続的発展に向けた契機とするような取り組みが求められています。

3 田園回帰志向の高まり

人口減少や高齢化による集落機能の低下、生活インフラの脆弱化などが懸念される一方で、地方移住への関心の高まりや田園回帰の動きが広がっており、移住に関する相談者数は増加しています。

また、移住した「定住人口」でも、観光で訪れた「交流人口」でもない、都市部に住みながら、農村地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」と呼ばれる人たちも増加しています。

こうした、田園回帰志向の高まりを追い風に、農業に従事する多様な担い手を確保する必要があります。

4 ウィズコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境の悪化や入国制限などにより、国内経済が大きな影響を受ける中、需要の減少や人手不足が懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外食向けの農産物の需要が影響を受けた一方で、家庭需要の増加により、通信販売等による新たな取引が広がりを見せています。

さらに、農産物の輸出が一時的に停滞したこと等から、国産農産物の生産拡大への期待とともに、暮らしや働く場所として農業・農村の持つ価値や魅力が再認識されています。

5 SDGsの実現に向けて

2015年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心が高まることで人々の意識や行動を変えつつあります。

国内外においてSDGsの推進に向けた取組みが広がりをみせており、本県においても、このような動きを捉えながら、農業・農村の活性化につなげていくことが求められています。

6 農業の未来を変える技術革新

人口減少社会の進行により、産業の競争力や地域活力の低下が懸念される中、ロボット、AI、IoTなどのデジタル技術が急速に発展しており、国は、デジタル化が進んだ社会像である「Society5.0」の実現を推進しています。

このような中、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が極めて重要となっており、本県の現状に即した省力・効率化技術を現場に取り入れることで、労働力不足への対応や経営規模に応じた農業生産の安定化を図ることが求められています。

7 リスクへの備え

近年、地球温暖化による気候変動等に伴い、頻発化・激甚化する自然災害をはじめ、高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜伝染病や、新型コロナウイルス感染症など、農業の持続性を脅かすリスクが発生しています。本県においても、全国的にかつてない規模で高病原性鳥インフルエンザが発生し、農業だけでなく県内経済全体にも大きな影響を及ぼしています。

このため、さまざまなリスクに備えたセーフティネット対策に取り組むことが求められています。

第3章 農政の基本方向

1 基本目標

「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」

本県の農業・農村の持続的な発展に向けて、魅力ある産業や地域として次世代に継承していくため、新たな基本計画では、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標とします。

農業・農村を取り巻く環境は、人口減少に伴う労働力不足や地域活力の低下、グローバル化の進展による地域間競争の激化、田園回帰志向の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費行動の変化、激甚化する自然災害・気候変動など多様化しており、これらに適切に対応していくことが求められています。

また、自動走行農業機械やドローンなどによる作業省力化をはじめ、熟練した農業者・経営者の匠の技を承継できるICT技術の開発やデジタル化など、先端技術の導入による労働力不足への対応や農業生産の安定化を図ることが期待されています。さらに、国連が掲げた持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて、環境と調和した持続性の高い生産の推進や農村の活性化などといった課題への対応も求められています。

このような中、本県では、農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加などが課題となっており、次世代を担う新規就農者や認定農業者など担い手の確保・育成に努めるとともに、ブランド農産物の品質向上や生産拡大・販路拡大を推進するなど、本県農業の持続的な発展に取り組んでいます。今後は、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組みによる人々の意識や行動の変化、新型コロナウイルス感染症による県民生活等への影響も踏まえたうえで、「農業の未来を変える技術革新」など新たな取組みも推進していく必要があります。

このため、新たな基本計画においては、担い手の確保・育成とともに、安全・安心で多様な消費者ニーズを的確に捉えた農産物の安定供給やターゲットを明確にした戦略的な需要拡大に取り組み、儲かる農業の実践による持続的な発展を目指します。

また、生産性の向上や快適で安心して暮らせるよう必要な基盤整備を進め、都市と農村の交流の促進など、訪れることで喜びを感じることができる活力あふれる農村づくりを進めます。

2 基本方針

新たな基本計画では、これまでの取組みの成果を踏まえ、変革の時代にあっても、基本目標である「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」に向けた歩みを確かなものとするため、以下の3つを基本方針とします。

儲かる農業の推進

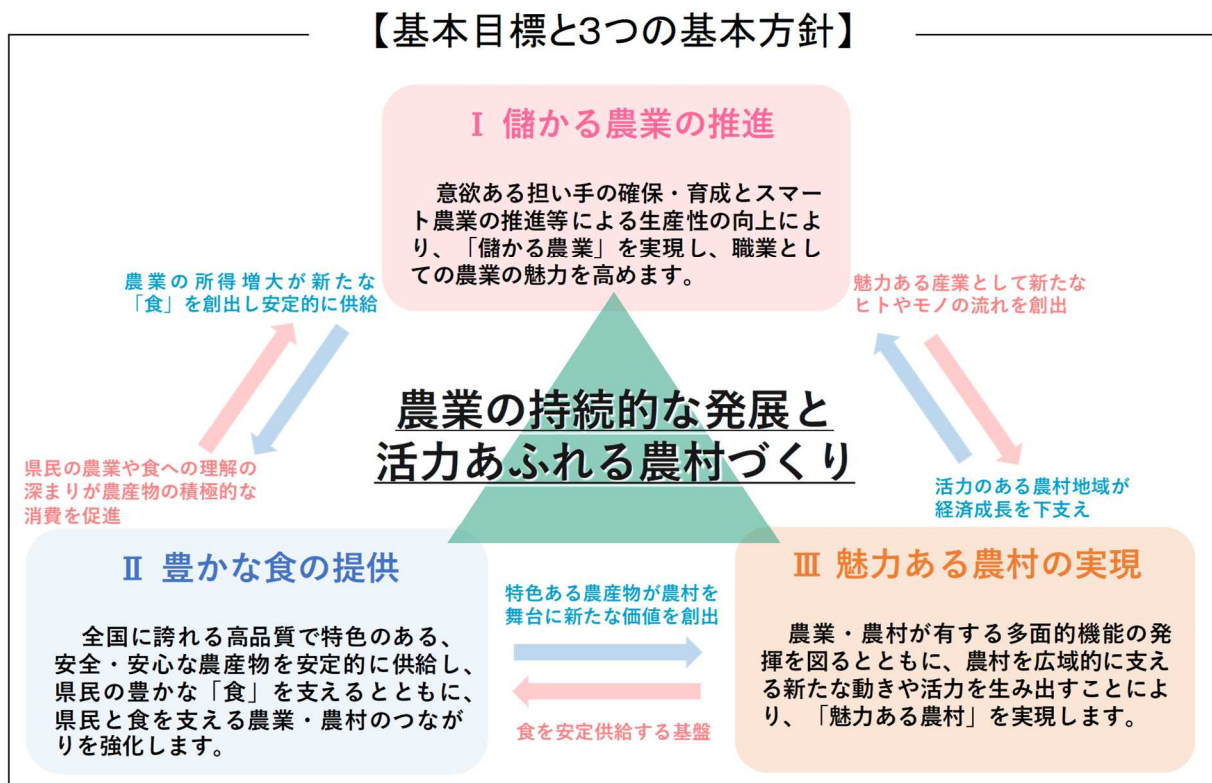
意欲ある担い手の確保・育成と生産性の向上により、「儲かる農業」を実現し、職業としての農業の魅力を高めることを目指す

豊かな食の提供

県民の豊かな「食」を支えるとともに、県民と食を支える農業・農村のつながりを拡大することを目指す

魅力ある農村の実現

農業・農村が有する多面的機能の発揮を図るとともに、農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出すことを目指す



(1) 儲かる農業の推進

農業・農村を将来にわたり持続的に発展させるためには、農業を儲かる産業へ成長させ、農業を担う人材を将来にわたり確保する必要があります。

このため、時代の変化に柔軟に対応しつつ、儲ける経営を実践できる力強い担い手を確保・育成します。

また、新品種・新技術の開発等により、高品質で特色のある農産物の生産振興に取り組むとともに、優良農地の確保や担い手への集積、農地や水利施設等の整備をはじめ、スマート農業の導入など農業生産を支える生産基盤を整備します。

中小・家族経営など多様な経営体については、産地単位で連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて持続的に営農が継続できる施策を推進します。

さらに、加工・業務用需要への対応や新たな市場の創出等、変化するニーズに即した生産体制・バリューチェーンを構築することが重要であることから、農業と食品製造業などの2次産業、観光業などの3次産業との積極的な連携により、生産者の所得向上につなげます。

(2) 豊かな食の提供

本県には、県オリジナル品種などのブランド農産物をはじめ、四季折々の多彩な農産物が生産されており、県民の豊かな「食」と「健康づくり」を支えています。

県民が「食」を通じて、本県農業の魅力や重要性を理解し、健全な食生活を実践してもらえるよう、農産物の認知度向上と需要拡大に向け、量販店での販売促進活動や県内外でのトップセールスのほか、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信など積極的なプロモーション活動に取り組みます。

また、消費者や実需者の多様なニーズを的確に捉えて応えていくため、需給情報の把握や発信を進めます。

さらに、安全・安心な農産物の生産が行われるための取組みを強化し、消費者が安全な農産物を購入できるよう、食の安全に関する取組みを推進します。

(3) 魅力ある農村の実現

相互扶助などの集落機能が低下し、農業・農村が有する多面的機能の維持が困難となってきたことから、農業者や自治会などの多様な主体による取組みを促進・強化し、多面的機能の維持・発揮に努めます。

また、南海トラフ地震等の大規模地震や頻発化・激甚化する豪雨などの自然災害から県土や県民の安全・安心な暮らしを守るため、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を行い、農村の強靱化を推進します。

さらに、グリーンツーリズムや捕獲鳥獣の有効活用など地域の特性に応じた

取組みへの支援により、農村の活性化を図るとともに、住民と共に地域を支える「関係人口」の創出や移住・定住の促進に向けた取組みを進め、活力あふれる農村の実現に努めます。

3 施策展開

3つの基本方針である「儲かる農業の推進、豊かな食の提供、魅力ある農村の実現」を実効性のあるものとするため、次世代の農業を支える「担い手の確保・育成」、産地の維持・発展と地域の食料の安定供給による「農産物の安定供給」、高品質で特色ある県産農産物の認知度向上による「農産物の需要拡大」、儲かる農業の土台となる「生産性を高める基盤整備」、農村を維持し、次世代に継承していくための「活力あふれる農村の振興」について具体的に施策展開を行います。

これらの取組みについて、農業者をはじめとする県民や関係機関と協働で推進し、基本目標である「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を目指します。



4 SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月、国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済・社会・環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものとされています。

SDGsの理念や目標は、本計画が「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を目指し取り組む各施策と方向性を同じくするものです。

特に、17番目のゴールで掲げられた「パートナーシップで目標を達成しよう」は、県民や農業者、関係団体、各市町など、多様な主体とともに取り組むすべての施策と共通しています。また、農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、消費者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費を促進する必要があることから、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。



第4章 施策の展開方向

展開方向 1 担い手の確保・育成

新規学卒やUJ1ターンなど多様なルートから新規就農者を確保し、就農から定着までの一貫したサポート体制により、次代の担い手を育成します。さらに、経営感覚に優れた農業経営体となるよう担い手の経営マネジメント能力の向上等を支援します。

現状と課題

- 近年、新規就農者数は年間150名前後で推移していますが、確実な就農と育成を進めるためには、新規就農者の情報を集積・分析し、効果的な呼び込み策や、新規就農者のニーズに応える支援策などに活かすことが必要です。
また、新型コロナウイルス感染拡大により、田園回帰志向や農業・食への関心が高まる中、これをチャンスと捉え、移住就農先として香川県を選んでもらうため、県外者をターゲットに新規就農者を確実に確保する必要があります。
- 農業を取り巻く環境が大きく変化する中、目標やその実現過程を明確にする経営計画の重要性が増しており、新規就農者が早期に経営を安定化させ、確実に認定農業者へステップアップするために、新規就農後5年間の経営計画の実現に向けた重点的な支援が重要です。
また、女性や若手農業者が職業として農業を選択して活躍できる環境づくりを進めるとともに、幅広い視野と優れた経営感覚を身につけるための支援やネットワーク化が求められています。
- 経営規模の拡大や法人化、多角化など、農業経営体の発展過程に応じた高度で多様な課題を解決するため、関係機関と連携して支援する体制を強化し、時代の変化に柔軟に対応できる力強い担い手へと誘導する必要があります。
また、自己の経営を発展させつつ、新規就農者を受け入れ育て、地域に人材を送り出す里親となり得る、優れた経営体を育成する必要があります。

取組みの方向

1 新規就農者の確保

- ・効果的なリクルート、農業法人とのマッチング推進
- ・就農相談から就農までのサポート体制の強化

2 多様な担い手の育成・支援

- ・新規就農者の早期定着に向けた支援の充実
- ・農業改良普及センター等による基礎技術の習得支援
- ・女性や若手農業者組織の活動支援

3 農業経営力の向上

- ・経営マネジメント能力の向上
- ・地域・品目を牽引する優れた経営体の育成・連携

展開方向 2 農産物の安定供給

消費者ニーズに即した魅力ある農産物を効率的かつ安定的に供給できる生産体制を構築するための支援を行うとともに、オリジナル品種の育成や地域の実態に即した新技術の開発を進めます。また、安全・安心な農産物の生産が行われるための取組みを強化し、消費者が安全な食品を購入できるよう、食の安全に関する取組みを推進します。

現状と課題

- 本県農業を持続的に発展させるためには、農業を儲かる産業（構造）へ成長させる必要があり、そのためには、消費者ニーズを意識したマーケット・インの発想により、魅力ある農産物づくりによる農業所得の向上を図る必要があります。
- 県オリジナル品種など特色ある農産物については、消費者から求められる高品質な農産物が生産され、需要拡大に伴い生産拡大が進む好循環となっていることから、地域の実情に合った新技術や新品種の開発に向けて、研究体制の整備や研究人材の育成、産学官連携等に取り組んでいく必要があります。
- 県民の農産物に対する安全・安心への関心は高まっており、農業生産工程管理（GAP）やトレーサビリティへの取組みをはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性の確保が求められています。
- 環境への負荷を低減した農業への関心の高まりなど、消費者ニーズの多様化を踏まえ、耕種農家と畜産農家が連携した地域内資源の循環や土壌診断に基づく土づくりなど、環境に配慮した持続可能な農業を推進することが求められています。
- 地球温暖化による気候変動に伴い、頻発化・激甚化する自然災害等のリスクに備えたセーフティネット対策や、農業機械の高度化・大型化に伴い、農作業安全に対する農業者の意識向上のための啓発活動や研修が求められています。

取組みの方向

1 農産物の生産振興

(1) 米麦

- ・「おいでまい」など主食用米、「さぬきの夢」など麦の生産の強化

- ・多様な二毛作の推進による米麦生産
- ・需要に応じた生産を支える省力化・効率化の促進

(2) 園芸

- ・野菜・果樹・花きの安定生産と高品質化
- ・オリーブの安定生産と高品質化
- ・盆栽の輸出推進に向けた環境整備

(3) 畜産

- ・オリーブ畜産物の安定生産と高品質化
- ・安全・安心な畜産物の安定供給

2 新品種・新技術の開発

- ・新品種・新技術の開発（新品種開発、試験研究体制の整備など）
- ・知的財産の活用

3 食の安全・安心の確保

- ・生産段階、流通・製造段階における取組みの強化
- ・食品の安全性の確保

4 環境に配慮した農業の推進

- ・持続性の高い生産技術の普及（IPM、有機農業）
- ・土づくりの推進（土壌診断、良質堆肥の生産、耕畜連携）

5 セーフティネット対策の推進

- ・経営安定に向けた農業保険の普及・推進
- ・農作業安全の推進
- ・気象災害等のリスク軽減対策

展開方向 3 農産物の需要拡大

様々なコンテンツを活用した効果的なプロモーション活動により、高品質で特色のある農産物のブランド化やイメージアップに取り組みます。さらに、消費者や食品関連事業者にも農産物を積極的に選択してもらえるよう、地産地消を推進するほか、地域資源として優れた農産物を活用し、新たな付加価値を生み出せるよう、6次産業化を進めます。

現状と課題

- 温暖少雨の恵まれた気象条件の下、果樹では「さぬき讚フルーツ」、野菜では「さぬき讚ベジタブル」、花きでは「さぬき讚フラワー」など、品質にこだわり、生産者が丁寧に栽培した特長ある多彩な農産物が生産されていますが、品目によって認知度にばらつきがあります。
- オリーブの栽培面積は、令和元年度には214haと過去最高となりましたが、全国各地で植栽が進められており国内順位は1位であるものの、そのシェアは45%と漸減傾向となっています。
- 盆栽では、今般、EUへの黒松盆栽の輸出が解禁されるなど、輸出拡大の機にありますが、産地では輸出に適した盆栽が減少しつつあり、生産量の確保・拡大が必要です。また、輸出検疫の際に問題となるセンチウ等の病害虫対策の確立と普及が必要です。
- 県民の意識に地産地消は浸透しつつありますが、地産地消の実践につながるためには、食や農に対する理解を一層促進する必要があります。
- これまでの6次産業化の取組みを発展させ、商工業者などのビジネスパートナーとのマッチング活動、PR活動を行うなど、農業と2次、3次産業との積極的な連携による、6次産業化への着手を支援する環境づくりが必要です。
- 生産者の高齢化等による出荷量の減少に伴い、共同集出荷施設の稼働率が低下し、機械・施設の維持にかかる生産者の負担コストが増大しており、産地の将来を見据えた共同利用施設の再編整備が必要となっています。

取組みの方向

1 戦略的な販売促進・情報発信の実践

- ・ターゲットの明確化によるマーケティング情報の把握
- ・マーケットから支持されるさぬき讚シリーズのブランド化
- ・多様な媒体を活用した効果的なプロモーション
- ・オリーブオイルやオリーブ畜産物のブランド化
- ・農産物の輸出促進

2 地産地消の推進

- ・地産地消に対する理解促進
- ・農産物の利用促進支援（学校給食や飲食店での利用促進）

3 6次産業化の推進

- ・6次産業化に対する理解促進
- ・農産物を活用した取組みの支援

4 流通の合理化・効率化

- ・市場ニーズ等に即した戦略的な出荷体制の確立（共同利用施設の再編整備を含む）

展開方向 4 生産性を高める基盤整備

農業者の高齢化や労働力不足への対応に加え、農産物の収量増大や品質向上を図るため、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業を推進するとともに、農地中間管理事業の活用、人・農地プランの実質化、集落営農の推進、ほ場整備などの施策を通じて、担い手への農地集積や農地の効率的な利用を促進します。

併せて、ため池など農業水利施設の的確な補修・補強の推進に加え、鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病などへの防疫体制の整備にも取り組みます。

現状と課題

- 認定農業者や集落営農組織などの担い手を確保し、農地の集積を図る必要があるものの、狭小な農地や特殊な水利慣行など不利な条件が多く、依然として集積率は低い水準にあることから、「人・農地プラン」の実質化を進め、担い手への支援と一体となった農地集積施策が求められています。
- 生産性を高めるため、ほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤整備、ため池などの農業水利施設の保全対策が必要です。
- 農業経営を支える労働力の不足や高齢化が進んでおり、省力化・高品質化・低コスト化を図るため、IoTやAI等を活用したスマート農業技術の社会実装を推進する必要があります。
- 近年、集中豪雨の局地化・激甚化や、南海トラフ地震の発生懸念など、自然災害リスクが高まる中、甚大な被害の発生が想定される防災上重要なため池の耐震化整備や管理放棄された中小規模ため池の保全整備や防災対策が必要です。
- 近年、ヒト、モノの往来が頻繁になり、国内侵入のリスクが高まっているアフリカ豚熱や、国内発生がみられた高病原性鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病対策の重要性が一層高まっています。
- 農産物に甚大な被害を与える病害虫の防疫体制を整備するため、新たな病害虫等の早期発見・早期対応に加え、発生予察や防除対策を開発する必要があります。

取組みの方向

1 農地集積・集約化と農地の確保

- ・農地中間管理事業等の推進
- ・担い手支援と一体となった農地集積の促進
- ・地域ぐるみでの農地集積の推進
- ・集落営農や多様な農業支援サービスの推進
- ・農地関連法令の適切な運用

2 農地・水利施設の整備

- ・担い手のニーズや地域の特性を生かした農地・水利施設の整備
- ・農業水利施設の長寿命化

3 スマート農業の推進

- ・スマート農業の普及啓発
- ・データ駆動型農業の推進
- ・スマート農業機械の導入支援

4 ため池の防災・減災対策

- ・ため池の防災減災対策の推進
- ・中小規模ため池の耐震化整備の推進

5 防疫体制の整備

- ・家畜伝染病発生予防の指導強化と発生時対応の準備
- ・農作物病虫害・雑草対策の着実な推進

展開方向 5 活力あふれる農村の振興

農村の豊かな地域資源や香川の強みを生かし、都市部住民との交流や移住・就農を促進するとともに、多面的機能や集落機能の維持・発揮を図り、活力あふれる農村づくりを目指します。

現状と課題

- 農業者の減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、営農活動や地域活動によって支えられてきた多面的機能の維持が困難な状況となっていることから、地域協働活動の継続に向けて、広域組織に事務を担ってもらうことで事務負担の軽減を図る組織の広域化や、集落の将来像を明らかにするための取組みなど活動内容の強化を図る必要があります。
- 都市部に住みながら農村地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」の増加を図るため、グリーンツーリズムとともに農泊を推進する必要があります。また、農村の過疎化や高齢化に対応するため、農泊等の取組みを通して、移住・定住を促進する必要があります。
- 農作物の鳥獣被害金額は減少傾向にあるものの、新たな地域での被害発生もあり、今後とも①地域に寄せ付けない環境づくり、②侵入防止対策、③捕獲の3点セットの被害防止対策に継続して取り組んでいく必要があります。

取組みの方向

1 多面的機能の維持

- ・多面的機能の維持・発揮の促進
- ・中山間地域の生産活動の維持・活性化の促進
- ・地域協働活動を行う組織の維持・強化
- ・多面的機能に関する理解の促進
- ・農山漁村を支える人材の育成

2 農村の活性化

- ・農泊・グリーンツーリズムの推進
- ・地域特用作物の探索
- ・地域資源を活用したにぎわいづくり
- ・移住・定住の促進

3 鳥獣被害防止対策の推進

- ・鳥獣害対策の強化
- ・捕獲個体の有効活用

参 考 施策体系

基本目標 農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり

基本方針 儲かる農業の推進 豊かな食の提供 魅力ある農村の実現

I 担い手の確保・育成	
1 新規就農者の確保	①効果的なリクルート、農業法人とのマッチング推進 ②就農相談から就農までのサポート体制の強化
2 多様な担い手の育成・支援	①新規就農者の早期定着に向けた支援の充実 ②農業改良普及センター等による基礎技術の習得支援 ③女性や若手農業者組織の活動支援
3 農業経営力の向上	①経営マネジメント能力の向上 ②地域・品目を牽引する優れた経営体の育成・連携
II 農産物の安定供給	
1 農産物の生産振興	
(1)米麦	①「おいでまい」など主食用米、「さぬきの夢」など麦の生産の強化 ②多様な二毛作の推進による米麦生産 ③需要に応じた生産を支える省力化・効率化の促進
(2)園芸	①野菜・果樹・花きの安定生産と高品質化 ②オリーブの安定生産と高品質化 ③盆栽の輸出推進に向けた環境整備
(3)畜産	①オリーブ畜産物の安定生産と高品質化 ②安全・安心な畜産物の安定供給
2 新品種・新技術の開発	①新品種・新技術の開発（新品種開発、試験研究体制の整備など） ②知的財産の活用
3 食の安全・安心の確保	①生産段階、流通・製造段階における取組みの強化 ②食品の安全性の確保
4 環境に配慮した農業の推進	①持続性の高い生産技術の普及（IPM、有機農業） ②土づくりの推進（土壌診断、良質堆肥の生産、耕畜連携）
5 セーフティネット対策の推進	①経営安定に向けた農業保険の普及・推進 ②農作業安全の推進 ③気象災害等のリスク軽減対策
III 農産物の需要拡大	
1 戦略的な販売促進・情報発信の実践	①ターゲットの明確化によるマーケティング情報の把握 ②マーケットから支持されるさぬき讃シリーズのブランド化 ③多様な媒体を活用した効果的なプロモーション ④オリーブオイルやオリーブ畜産物のブランド化 ⑤農産物の輸出促進
2 地産地消の推進	①地産地消に対する理解促進 ②農産物の利用促進支援（学校給食や飲食店での利用促進）
3 6次産業化の推進	①6次産業化に対する理解促進 ②農産物を活用した取組みの支援
4 流通の合理化・効率化	①市場ニーズ等に即した戦略的な出荷体制の確立（共同利用施設の再編整備を含む）
IV 生産性を高める基盤整備	
1 農地集積・集約化と農地の確保	①農地中間管理事業等の推進 ②担い手支援と一体となった農地集積の促進 ③地域ぐるみでの農地集積の推進 ④集落営農や多様な農業支援サービスの推進 ⑤農地関連法令の適切な運用
2 農地・水利施設の整備	①担い手のニーズや地域の特性を生かした農地・水利施設の整備 ②農業水利施設の長寿命化
3 スマート農業の推進	①スマート農業の普及啓発 ②データ駆動型農業の推進 ③スマート農業機械の導入支援
4 ため池の防災・減災対策	①ため池の防災減災対策の推進 ②中小規模ため池の耐震化整備の推進
5 防疫体制の整備	①家畜伝染病発生予防の指導強化と発生時対応の準備 ②農作物病害虫・雑草対策の着実な推進
V 活力あふれる農村の振興	
1 多面的機能の維持	①多面的機能の維持・発揮の促進 ②中山間地域の生産活動の維持・活性化の促進 ③地域協働活動を行う組織の維持・強化 ④多面的機能に関する理解の促進 ⑤農山漁村を支える人材の育成
2 農村の活性化	①農泊・グリーンツーリズムの推進 ②地域特用作物の探索 ③地域資源を活用したにぎわいづくり ④移住・定住の促進
3 鳥獣被害防止対策の推進	①鳥獣害対策の強化 ②捕獲個体の有効活用